

平成18年 7月19日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会  
会長 藤沼 亜起

**企業会計基準公開草案第14号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」  
及び企業会計基準適用指針公開草案第16号「関連当事者の開示に関する会計  
基準の適用指針（案）」に対する意見の提出について**

貴委員会から平成18年6月6日付けで公表された企業会計基準公開草案第14号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第16号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

**企業会計基準公開草案14号「関連当事者の開示に関する会計基準  
(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第16号「関連当事者の開示  
に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見**

平成18年7月19日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

**1. 重要な関連会社の財務情報について(会計基準第11項(2)・第38項、適用指針第11項)**

(コメント)

重要な関連会社に係る要約財務情報を合算して記載する場合の方法を明確にする必要がある。また、当該要約財務情報の開示に当たっては、財務諸表の注記事項としてではなく、財務諸表外の情報として開示することも検討する必要がある。

(理由)

要約財務情報は合算して記載することができるかとされているが、合算して記載した要約財務情報に会社間の相互取引が相当程度含まれている場合における相殺消去等の調整手続の要否など、そもそも要約財務情報の作成基準が明らかにされていないと考えられる。また、関連会社に係る要約財務情報は、必ずしも関連当事者との取引として開示すべきものではないため、例えば、重要な連結子会社の財務情報等を開示している有価証券報告書の「関係会社の状況」において、重要な関連会社に係る要約財務情報を開示することも考えられる。

なお、重要な関連会社に係る要約財務情報が財務諸表の注記事項とされた場合には、当然に監査対象となると想定されるが、持分法計算に必要な情報は入手できたとしても、必要かつ十分な監査証拠を入手することができず、監査意見の限定又は意見の不表明となる可能性があり、実務的な混乱をきたすことが懸念される。

**2. 取引条件の開示について(会計基準第35項)**

(コメント)

関連当事者との取引に関する開示において、開示対象となる取引の取引条件の開示を求めているが、会計基準第35項は以下のように記載を見直す必要がある。

「競争的で自由な取引市場が存在しない場合は、第三者との取引と比較して同等の取引条件であることが実証できない限り、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨を記載することはできない。」

(理由)

会社と関連当事者との間で取引が行われる場合には、相対での交渉で行われる取引が多く、競争的で自由な取引市場が存在しないため、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件による旨の開示を安易に行うことを防止する必要がある。

### 3. その他

関連当事者との取引の開示について、連結財務諸表で開示を行っている場合には、個別財務諸表での開示を要しないこととされている（会計基準第4項）。本会計基準の適用に対応して、現在、計算書類の注記事項として位置付けられている関連当事者との取引の開示を、会社法においても、本会計基準に準じて、連結計算書類の注記事項として位置付けられるよう調整を図るべきである。

以 上